

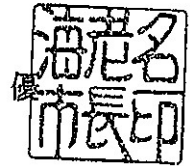


海老名市告示第240号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和7年10月30日

海老名市長 内野



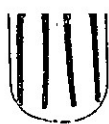
記

- 1 公示送達する書類
督促状
令和7年度課税分 市県民税、法人市民税、国民健康保険税
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名
別添「公示送達者リスト」のとおり
- 3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度3期
		市県民税	R7年度2期
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度3期
		市県民税	R7年度2期
		国民健康保険税	R7年度3期
		法人市民税	R7年度確定申告
		国民健康保険税	R7年度3期
		国民健康保険税	R7年度2期・3期
		国民健康保険税	R7年度2期・3期
		市県民税	R7年度2期
		市県民税	R7年度2期
		市県民税	R7年度2期
		市県民税	R7年度2期
		国民健康保険税	R7年度3期
		市県民税	R7年度2期
		国民健康保険税	R7年度3期
		市県民税	R7年度2期
		国民健康保険税	R7年度3期
		市県民税	R7年度2期
		市県民税	R7年度2期



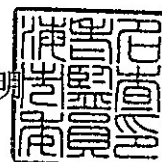
海老名市監査委員告示第 9 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、まちづくり部の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 30 日

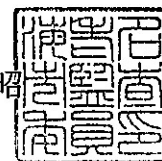
海老名市監査委員

雨宮 徳明



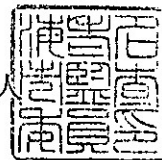
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【まちづくり部】

(1) 都市計画課

まちづくりに係る計画の策定及び調整に関すること。都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく決定等に関すること。国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく届出等に関すること。都市景観形成に関すること。屋外広告物（違反広告物の簡易除却を除く。）に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。都市交通政策に係る企画及び調整に関すること。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく協議会に関すること。コミュニティバスの運行に関すること。

(2) 住宅まちづくり課

住宅政策に関すること。市営住宅に関すること。住居表示に関すること。字区域に関すること。建築物の震前震後対策事業に関すること。開発事業の指導等に関すること。建築確認申請に関すること。建築協定に関すること。租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関すること。大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく許可等に関すること。市民参加型まちづくりに関すること。

(3) 都市施設公園課

海老名駅西口特定公共施設の管理に関すること。海老名駅自由通路の管理に関すること。海老名中央公園地下駐車場及び自転車等駐車場の管理に関すること。公園等（海老名運動公園、北部公園及び中野公園を除く。）の計画及び管理に関すること。自然環境の保全に関すること。放置自転車対策に関すること。海老名駅西口特定公共施設の整備に関すること。海老名駅自由通路の整備に関すること。海老名中央公園地下駐車場及び自転車等駐車場の整備に関すること。公園等（海老名運動公園、北部公園及び中野公園を除く。）の整備に関すること。

(4) 市街地整備課

土地区画整理事業に関すること。市街地再開発事業に関すること。駅周辺整備事業の計画及び実施に関すること。

(5) 道路管理課

道路及び水路用地（公共下水道用地を除く。）に関すること。道路の認定、変更及び廃止に関すること。高規格道路対策に関すること。国県土木事業に関すること。地籍調査に関すること。道路維持管理業務に関すること。道路上における屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づく違反広告物の簡易除却に関すること。交通安全施設の設置及び管理に関すること。道路及び橋りょうの維持補修に関すること。

(6) 道路整備課

幹線道路及び海老名駅周辺道路の計画及び整備に関すること。鉄道と道路の交差事業に関すること。特定道路及び生活道路の計画及び整備に関すること。橋りょうの新設及び改良に関すること。

(7) 用地課

寄附及び帰属道路用地等の登記に関すること。法定外公共物に関すること。
道路用地の取得及び登記に関すること。不用物件に関すること。未登記及び未買収道路用地に関すること。公共施設用地の取得に関する調整等に関すること。

(8) 下水道課

公共下水道の経営計画に関すること。公共下水道事業会計予算の調製及び執行管理分担に関すること。公共下水道事業会計決算に関すること。公共下水道の使用料（徴収に関することを除く。）に関すること。指定工事店及び責任技術者の登録に関すること。水洗便所の改造及び排水設備に関すること。相模川流域下水道に関すること。公共下水道の水質及び除害施設に関すること。合併処理浄化槽に関すること。公共下水道使用料の徴収に関すること。公共下水道事業に係る受益者負担及び受益者分担に関すること。公共下水道の財産に関すること。公共下水道の事業計画に関すること。公共下水道の施工に関すること。公共下水道の維持管理に関すること。公共下水道の財産に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和7年10月23日及び24日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については概ね適正に執行されていると認められた。